

竹原市総務文教委員会

令和4年6月16日開会

会議に付する事件

(付託議案)

- 1 議案第32号 竹原市財政調整基金条例の一部を改正する条例案
- 2 議案第34号 竹原市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例案
- 3 議案第35号 令和4年度竹原市一般会計補正予算（第2号）

(その他)

- 1 閉会中の継続審査の申出について

(令和4年6月16日)

出席委員

氏 名	出 欠
今 田 佳 男	出 席
井 上 美 津 子	出 席
松 本 進	出 席
道 法 知 江	出 席
大 川 弘 雄	出 席
川 本 円	出 席
金 森 保 尚	出 席

委員外議員出席者

氏 名
堀 越 賢 二
竹 橋 和 彦

職務のため会議に出席した者は、下記のとおりである

議 会 事 務 局 長 笹 原 章 弘

議 会 事 務 局 主 任 主 事 置 名 拓 真

説明のため会議に出席した者は、下記のとおりである

職 名	氏 名
副 市 長	新 谷 昭 夫
総 務 企 画 部 長	平 田 康 宏
観光まちづくり担当部長	國 川 昭 治
財 政 課 長	向 井 直 毅
産 業 振 興 課 長	國 川 昭 治

午前9時55分 開会

委員長（今田佳男君） おはようございます。

本日の進行ですが、通常の委員会審査のとおり、議案提出課からの説明を受け、質疑応答の後、質疑を一旦保留として委員間討議を行います。委員会討議の結果を踏まえ、質疑の再開もしくは質疑を終結し、討論、表決と考えております。

なお、発言に当たっては、挙手の上、委員長の許可を得た後、マイクを使用して発言していただきますようよろしくお願いいたします。

以上の進行方法により会議を進めてまいりますので、御了承のほどよろしくお願いいたします。

ただいまの出席委員は7名であります。定足数に達しておりますので、令和4年第2回定例会の総務文教委員会を開会いたします。

本日当委員会に付託を受けております案件は、付託議案等一覧表に記載のとおりであります。

副市長から発言の申出がありましたので、これを許可します。

副市長。

副市長（新谷昭夫君） おはようございます。

本日は、令和4年第2回定例会へ提案させていただいている議案のうち、議案第32号外2議案につきまして説明をさせていただきますので、慎重な御審議のほど、どうぞよろしくお願いいたします申し上げます。

委員長（今田佳男君） それでは、これより議事に入ります。

本委員会に付託された諸議案について、執行部の説明を受けてまいります。

審査の順序につきましては、議案番号順のとおり行ってまいりたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（今田佳男君） 異議なしと認め、そのように執り行います。

なお、執行部からの説明は、以後座ったまま行っていただいて結構です。

議案第32号竹原市財政調整基金条例の一部を改正する条例案を議題とします。

提案者の説明を求めます。

財政課長。

財政課長（向井直毅君） それでは、竹原市財政調整基金条例の一部を改正する条例案に

ついて説明をいたします。

議案書の41ページをお開きください。

本条例案は、財政調整基金を効率的に運用するため、必要な規定を整備するものでございます。

改正の内容につきましては、財政調整基金に属する現金について、現在その全額を定期預金により運用していたものを、その一部について、必要に応じ国債などの有価証券による運用が可能となるよう規定を整備、改正しようとするものでございます。

施行期日は、公布の日とするものであります。

なお、基金の運用につきましては、令和2年度から本格的に債券運用を開始をいたしております。財政調整基金については、こういった今回改正の規定がないものであって、全て定期預金で運用していましたが、今後は債券運用により、その運用益を財政調整基金にも活用したいというふうに考えております。

以上でございます。

委員長（今田佳男君） これより質疑を行います。

質疑のある方は、順次挙手により一問一答でお願いいたします。

松本委員。

委員（松本 進君） 1点だけ確認を含めてお尋ねしたいのですが、この参考資料の分で改正内容の説明がちょっとありまして、今も説明はありましたけども、ちょっと聞きたいのは、こういった運用を変えて一部現金を有価証券の運用にして、一番心配なのは元本割れを起こすのかどうかというのをまず、そういったリスクはあるのかどうか確認したいのと、あった場合の補填なり責任がどうなるのかなということを教えていただけますか。

委員長（今田佳男君） 財政課長。

財政課長（向井直毅君） 今回運用を予定していますのは、ある程度既に運用もしているものではございますが、有価証券、債券での運用を考えているところでございます。債券につきましては、それぞれ発行によりまして期限がございまして、満期まで保有していれば元本割れをするというリスクはございません。ただ、途中で売却する場合はその時々のレートによって元本割れする場合、もしくは元本以上で売却ができるということがございますが、満期保有というものを原則に運用したいと考えておりますので、そういった場合については元本割れの心配はないというふうに御理解をいただければと思います。

委員長（今田佳男君） 松本委員。

委員（松本 進君） 今、わざわざ運用を変えるというので、ちょっと債券の場合、いろいろ途中とかというのもちょっと心配もあるのですが、一つは途中で解約してやる場合にそういった元本割れのリスクが発生した場合よね。そういった発生した場合は、どういう補填ができるのか、その対応はどこの責任がやっぱりなるのかということをやちょっと教えていただけますか。

委員長（今田佳男君） 財政課長。

財政課長（向井直毅君） 基本は元本割れしないように満期保有というものを原則にいたしておりますが、途中で解約ということは原則は元本割れしないと判断をされる場合にのみ途中での売却というのは考えておりますので、基本的には元本割れをするというような想定はいたしておりません。仮に、もしやむを得ず元本割れが生じる場合でも売却をしないといけないというような事態が発生した場合は、それは当然その部分は損失ということになります。そういったこともありまして、原則は少なくとも満期保有、満期保有ができる範囲での運用ということを考えております。なおかつ、途中で解約する場合は確実に利益が出る状態での売却ということ想定しながら運用はしていきたいというふうに考えておりますので、御理解をいただければと思います。

委員長（今田佳男君） 松本委員。

委員（松本 進君） 3回目にしたいのですが、債券の分の運用の仕方等、僕らはなかなか素人で分かりにくいのですが、債券の場合の運用の仕方と途中解約する場合にしか元本割れはないと言われましたけども、いろいろ何かの事情で、財調のほうですからやっぱりいろんな金の必要性というのはいつ発生するか分からないということで、決まったように1年、きちっと満期まで置くよということはなかなかやっぱり運用上は不可能だと思うのですね。ですから、そういう面で特に確認をしたかったのですが、そういった想定をしていないと言われるのですけれども、実際起こることに対しては、公金の扱いですからちょっとそこは何かの補填しないと。税金の問題ですからね。そこはちょっと考え方を聞いて、どこに責任が発生するのかというのを確認だけしておきたい。

委員長（今田佳男君） 財政課長。

財政課長（向井直毅君） 途中で売却することは想定していないといえますのは、基金の全額を債券運用するというのではなくて、その一部ということでございますので、急激にそういった基金が減少した場合においても対応できる範囲での運用ということを考えて

おります。したがって、繰り返しのようになりますが、元本割れするといった状態で途中でこの債券を売却するということは想定をいたしておりません。そういった場合の責任ということとなりますけれども、これはもう当然いわゆる基金の減少ということにもなりますので、どこに責任があるかということは当然市に責任が生じてくるわけですが、そういったことにならないような範囲での運用ということで考えておりますので、御理解いただければと思います。

委員長（今田佳男君） よろしいですか。

ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（今田佳男君） ないようですので、次に参ります。

議案第34号竹原市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例案を議題とします。

提案者の説明を求めます。

観光まちづくり担当部長兼産業振興課長。

観光まちづくり担当部長兼産業振興課長（國川昭治君） それでは、議案第34号竹原市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例案について説明をさせていただきます。

議案書では45ページになりますが、資料により説明をさせていただきますので、資料を御覧ください。

まず初めに、この条例案の概要でございますが、国の令和4年度税制改正によりまして地方拠点強化税制の適用期限が2年間延長されたことから、広島県及び県内市町が共同で策定しております地域再生計画が変更され、事業者の認定期限が延長されたことに伴いまして必要な規定を整備するものでございます。

2としまして、地域再生計画について説明をさせていただきます。

こちらは、平成27年6月の地域再生法の改正によりまして本社機能の移転または拡充等を行う事業者に対する地方拠点強化税制が講じられることになったことから、この制度の活用に向けて地域再生計画を広島県及び県内市町で策定し、平成27年10月2日付で国から認定を受けたものでございます。

これによりまして、広島県においては本社機能等特定業務施設の新設・増設を予定している事業者が課税特例等の優遇措置を受けるための地方活力向上地域等特定業務施設整備

計画の認定を行っておりまして、本市において認定された事業者に対して固定資産税の不均一課税を実施しているものでございます。

次に、3の改正までの経緯でございますが、広島県及び県内市町が変更した地域再生計画が令和3年3月31日付で内閣総理大臣の認定を受けましたので、各事業者が策定する「地域活力向上地域等特定業務施設整備計画」の認定期限が令和4年3月31日から令和6年3月31日まで変更されたものでございます。

次に、改正の内容でございますが、条例で規定しております地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定期限について令和4年3月31日から令和6年3月31日まで延長するとともに、対象設備の供用開始までの期限について、認定を受けた日から同日の翌日以後2年以内、これまで2年間以内に供用開始という規定でございましたが、これを3年以内ということで1年間延長緩和するものでございます。ただし、令和4年3月31日までに整備が完了したものにつきましては、従前の例によるものでございます。

これらの改正によりまして、企業が地方活力向上地域等特定業務施設整備計画を作成いたしまして延長期間において広島県から認定を受けた場合には、これまでと同様の3年間の不均一課税の適用が受けることができるものでございます。

不均一課税の税率につきましては、記載のとおり、通常固定資産税においては1.4%でございますが、移転型については1年目0.14、2年目0.35、3年目0.7%、拡充型については、1年目が0.14、2年目が0.467%、3年目が0.933%ということで不均一課税の適用となります。

なお、5番にはこれまでの固定資産税の不均一課税の適用状況について、この表のとおりでございまして、竹原工業・流通団地内に立地しております株式会社シーエックスアールが拡充型ということで研究施設、研修所の整備ということで適用となっております、適用年度については平成29から31年度までの3年間、影響額については478万7,000円でございます。

なお、この条例につきましては、公布の日から施行し、令和4年4月1日から適用するものでございます。

説明は以上でございます。

委員長（今田佳男君） これより質疑を行います。

質疑のある方は、順次挙手により一問一答でお願いいたします。

金森委員。

委員（金森保尚君） では、質問いたします。

対象の企業さんの要件みたいなものがどのようなものがあるかという質問なのですが、企業の規模であったり、現在の納税地であったり、そのほか何かこういう対象になる企業の条件というのがあればお願いいたします。

委員長（今田佳男君） 観光まちづくり担当部長。

観光まちづくり担当部長（國川昭治君） こちらにつきましては、企業の規模等の特に要件という部分はありませんけども、まずこちらの移転型については、東京23区からの地方への移転ということでございます。拡充型につきましては、本社機能を移されたり、研究所、研究施設を造られた場合ということで条件となっております、事業者に対する要件というのは特にございません。

以上でございます。

委員長（今田佳男君） 金森委員。

委員（金森保尚君） それから、今年の率が1年目0.14%と設定されているのですが、この設計の根拠ともしあればお聞かせください。

委員長（今田佳男君） 観光まちづくり担当部長。

観光まちづくり担当部長（國川昭治君） こちらにつきましては、国の税制改正に準じた税率を制定させていただいておりますので、根拠といたしましたらこちらになるかと思えます。

委員長（今田佳男君） よろしいですか。

金森委員。

委員（金森保尚君） この税制特例を受けることによって企業さんが来られるということで、竹原市のほうにも来られるというそのキャパ、竹原市のほうのキャパというのはどういう状態なのか、分かれば教えてください。

委員長（今田佳男君） 観光まちづくり担当部長。

観光まちづくり担当部長（國川昭治君） まず、受入れのキャパと申しますか、受入れ可能かどうかという部分でございますが、こちらにつきましては現在の竹原工業・流通団地のほうがあと一区画残っておりますので、こちらの今現在誘致を進めているところでございます。その他、市内には民間の遊休地等もございますので、こういったものを活用しながら誘致に努めてまいりたいと考えております。なお、こちらの株式会社シーエックスアールさんについてはこの税制優遇等によりまして立地いただきまして、今年度から職員寮

を周辺のどこかに造るというお話がありまして、それが竹原市のほうに誘致ができました、現在この4月に5名の方が竹原市のほうにお住まいになっているということで2年間はこの研修施設で研修を積むということで、今後常に2年間若い方が竹原市にお住まいになられて研修を積んでいただけるということになっております。

以上でございます。

委員長（今田佳男君） よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（今田佳男君） ないようですので、次に参ります。

議案第35号令和4年度竹原市一般会計補正予算（第2号）を議題とします。

提案者の説明を求めます。

財政課長。

財政課長（向井直毅君） それでは、今定例会に上程いたします補正予算案について説明をいたします。

令和4年度補正予算案の概要に基づきまして説明をさせていただきますので、概要をお開きいただければと思います。

それでは、このたびの補正予算案の概要といたしましては、旧竹原西保育所園舎等の解体に必要な経費などが主な内容となっております。歳入歳出予算の総額にそれぞれ5,670万5,000円を追加し、総額を135億901万3,000円とするものです。歳出の補正内容につきましては、総務費、農林水産業費、土木費、消防費において追加及び減額計上を行うもので、その内容につきまして2ページ以降の主な事業内容で説明をいたしますので、まずは2ページをお開きいただければと思います。

まず、総務費、普通財産等管理に要する経費について、解体工事費等5,500万円の追加計上を行うものです。内容といたしましては、たけのここども園整備に伴いまして、令和元年度末に廃止をいたしました竹原西保育所園舎等を解体するものでございます。財源につきましては、国庫支出金を2,750万円、起債を2,720万円充当し、残りを一般財源とするものでございます。

続きまして、農林水産業費、一般事務に要する経費について、事務用品等100万5,000円の追加計上を行うものです。内容といたしましては、農地の利用状況調査に係る農業委員会業務の効率化や農地の出し手、受け手の意向等を速やかに情報共有するため、

タブレット端末を導入し、農業委員及び農地利用最適化推進委員に配付するものでございます。財源につきましては、県支出金を歳出予算の全額に対し充当するものであります。

続きまして、土木費、道の駅管理に要する経費について、施設整備工事費130万円の追加計上を行うものです。内容といたしましては、道の駅におけるEV充電サービスを安定的に供給するため、既存の充電器を撤去し、民間企業によるサービスを導入しようとするものでございます。財源については、一般財源となります。

次に、3ページをお開きください。

消防費、消防団運営に要する経費について、消防用備品104万8,000円の追加計上を行うものです。内容につきましては、発災時における消防団活動の充実と強化及び安全確保を図るため、ヘッドライト85台及びケブラー手袋166双を配備するものです。財源につきましては、宝くじコミュニティ助成金を100万円充当し、残りを一般財源とするものでございます。

続きまして、総務費、基金管理に要する経費についてでございますが、こちらにつきましては最終的な収支の均衡を図るため財政調整基金積立金を減額するものでございます。

以上が一般会計補正予算案の説明となります。

委員長（今田佳男君） これより質疑を行います。

質疑のある方は、順次挙手による一問一答でお願いいたします。

金森委員。

委員（金森保尚君） この事業の目的。

委員長（今田佳男君） すみません、どの事業かをお願いします。

委員（金森保尚君） 失礼しました。予算書16,17の旧竹原西保育所解体事業です。

委員長（今田佳男君） はい、どうぞ。

委員（金森保尚君） この事業の目的なるもの、解体の理由ですね。跡地利用を目的にするものなのか、危険回避等の目的なのか、お聞かせいただければと思います。

委員長（今田佳男君） 財政課長。

財政課長（向井直毅君） こちらにつきましては、先ほども説明いたしました、たけのここども園整備に伴いまして廃所をいたしておりました竹原西保育所の解体ということになります。こちらにつきましては、昭和49年の建築で老朽化が激しく、また耐震性がないため、こちらまずは安全確保のための解体ということが主な内容となっております。また、跡地につきましても、こちらの敷地が浸水エリア内ということもありまして、また公

共利用も想定いたしておりませんので、一旦は解体し、更地にした上で民間利用を想定した売却もしくは貸付けというものを目指して今後取組をしたいというふうに考えております。

以上でございます。

委員長（今田佳男君） よろしいですか。

川本委員。

委員（川本 円君） 農地情報収集等の業務、タブレット20個という話なのですが、議会のほうもタブレットで今いろいろやり取りして大分慣れてはきたのですが、ふだん使わない限り、なかなか使いこなせない部分があるのですが、例えば農業委員会とか推進委員会の皆様方にはこういったタブレットの講習とかその指導とかというのは、これ、やられているのですかね。

委員長（今田佳男君） 観光まちづくり担当部長。

観光まちづくり担当部長（國川昭治君） こちらのタブレットの購入につきましては、まず20台ということでございますが、こちらは農業委員7名と農地利用最適化推進委員13名に配付するというので20台を予定しております。この利用でございますが、現在農業委員会のほうで毎年農地利用の利用状況あるいは土地所有者のいわゆる利用意向というものを毎年調査をしておりますが、こちらの調査が現地で農地の利用をどのように耕作されているか、遊休地であるかというのを土地の公図のような地図を持っていただきましてその場で色付けをしていただいておりますが、その色付けしたものを持ち帰って職員が今度データ入力をしているというような作業でございますが、やはりこれを効率化、正確化するためにこのタブレットを導入しまして、現地でその色づけをしていただいたものはすぐシステムに反映するような仕組みのタブレット利用ということになっております。こちらにつきましては、やはりなかなかタブレットになじみのない方も多し、年齢も高齢の方もございますので、研修については本市職員のほうがしっかり個別研修をさせていただきまして、利用の促進を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

委員長（今田佳男君） 川本委員。

委員（川本 円君） 分かりました。

では、次の道の駅の充電器についてお伺いします。

この文面を見させていただきますと、充電サービスを安定的に供給するために民間企業

のサービスを導入するというふうに書かれておりますが、逆に言えば今まで安定的に供給ができなかったから民間に移行するというふうに考えてよろしいのですか。

委員長（今田佳男君） 観光まちづくり担当部長。

観光まちづくり担当部長（國川昭治君） こちらのE V器につきましては、平成22年に日産自動車よりE V車の普及促進ということで御寄贈いただきまして道の駅に設置しております。現在、設置後10年が経過し、もう老朽化しているということから、交換部品もないということで今後の維持管理が非常に難しいという状況にあります。このため、現在指定管理者のほうで管理いただいているところでございますが、そういうことでもう老朽化が進んでいるということで設備の更新をしたいという中で、現在全国の道の駅で約125か所程度でこういった形で民間のこういう事業者に場所をお貸しいたしまして民間のほうで設置、運用いただくという仕組みが普及しておりまして、本市においても運用については民間の方にお任せして、電気代等も全て民間のほうで負担いただきながら運用していくということでしております。これによりまして、現在道の駅については管理が、例えば道の駅が空いている時間のみの利用ということになっているのですけれども、民間にお任せするというので24時間365日対応いただけるということでよりサービスの向上につながるものと考えております。

以上でございます。

委員長（今田佳男君） 川本委員。

委員（川本 円君） では、最後の消防団装備品の整備事業についてお伺いします。

この前の日曜日に吉名地区で分団別の訓練がありまして、そのときにもうここに書いているケブラー手袋とヘッドライトが、現物がもう届いていたのですけれども、届いているのですよ。これ、議案としてまだ上げていないのに物が届くって、こういうことあるのですか。

委員長（今田佳男君） 財政課長。

財政課長（向井直毅君） こちらヘッドライトとケブラー手袋につきましては、昨年度のこの宝くじコミュニティ助成金を活用しまして一部導入を既にしております。今回の導入につきましては追加で購入という形になりまして、この追加で購入することによりまして消防団員全ての方にこの手袋とヘッドライトが行き渡るという形で整備をしたいというふうに考えておりますので、御理解をいただければと思います。

委員長（今田佳男君） 前、あったということ。だから、それをちょっと。

財政課長（向井直毅君） 昨年度の予算で既に購入済みのものがこのたび使われたものではないかというふうに想定をいたしておりますが、今回同じものをまた再度追加で購入するというのがこのたびの議案。昨年も同様に6月にこういった補正予算を上程させていただきました。ケブラー手袋とヘッドライトについては既に購入済みのものもあるということでございます。

委員長（今田佳男君） 去年買っていたやつを。

川本委員。

委員（川本 円君） すみません。ちょっと私の認識不足だったのかもしれませんが。だから、前に買った分が今現物が届いたということですか。

財政課長（向井直毅君） いや、昨年度のものは既に購入済みのもので、今届いたものではないというふうには理解をしております。当然そこは利用状況によってまだ全く使っていないものもあったのかも分かりませんが、その状況がちょっと把握はできてませんが、今このたび使われたケブラー手袋については昨年度購入したものであると。今回の補正予算についてはこれから購入するものがございますので、まだそれは現物は届いていないというふうに御理解をいただければと思います。

委員長（今田佳男君） よろしいですね。

ほかに質疑はありませんか。

道法委員。

委員（道法知江君） もう一度道の駅の充電器のことなのですが、これ、大体今まで1日平均何回ぐらい使用、CO₂削減ということもあると思いますので、何回ぐらい使用されてきていたのか。10年間ということでは老朽化しているということではあるんですけど。

委員長（今田佳男君） 観光まちづくり担当部長。

観光まちづくり担当部長（國川昭治君） 1日当たりの利用ということで、すみません、データは持ち合わせていないのですが、月別、1か月当たりの利用ということで説明をさせていただきますが、令和4年3月におきましては一月6、2回程度御利用いただいております。

以上でございます。

委員長（今田佳男君） 道法委員。

委員（道法知江君） 先ほども電気代などの維持の管理費用というのですかね、それにつ

いてもこの民間業者がしていただけるということ。ランニングコストもということ、その理解でよろしいでしょうか。

委員長（今田佳男君） 観光まちづくり担当部長。

観光まちづくり担当部長（國川昭治君） 現在の運用につきましては、市のほうも電気事業者でもないということで無料で皆さん利用いただいていたという状況でございまして、令和2年、2年前の利用でいいましたら月に28回程度だったものが、やはりこういうことで現在EV自動車の普及ということで先ほど説明させていただきましたとおり、令和2年4月が28回だったものが令和4年3月では62回まで伸びているという状況でございます。令和3年度の電気代のほうが1年間で約26万円程度かかっているという状況でございますが、こちらについてはこれまでは市のほうで負担していたという状況でございまして。今後につきましては、新たに民間事業者が利用料を徴収をいたしまして、それを電気代に充て、また機械の保守に充てるということになりますので、市の負担については電気代の負担なく0円という形になり、利用者のほうに利用料をいただきながら電気代、また維持管理にそれを充てるという、そのような仕組みになります。

以上でございます。

委員長（今田佳男君） 道法委員。

委員（道法知江君） 全国展開されているこの民間業者だと思っておりますけれども、そういったところで利用料というのはどれぐらい発生されているのかお伺いできますでしょうか。

委員長（今田佳男君） 観光まちづくり担当部長。

観光まちづくり担当部長（國川昭治君） おおむねですけども、設置している道の駅、道の駅で違いはあるのかとは思いますが、一般的には1回当たり500円程度いただいているという話を聞いておりますが、設置で1分当たり幾らとかいろいろな設定方法がございまして、本市では従量制というのですか、そういう形でいきたいということで今お話はいただいておりますので、まだこの方向でいくというのは、すみません、決定はしていない状況ですが、従量制になるのではないかなというふうに考えております。

以上でございます。

委員長（今田佳男君） 道法委員。

委員（道法知江君） 最後の質問なのですが、今まで無料だったと、利用者が。道の駅って人がたくさん集まる場所、どこも大体充電器ありますよね、今は。無料だからそこ

へ集まって、人も道の駅も利用していただける、町並みのほうにも行っていただける。しかし、それが有料ということになるということに対しての来られる方、あるいは住民の方に対する周知とかというのほどのように今後されるのか。

委員長（今田佳男君） 観光まちづくり担当部長。

観光まちづくり担当部長（國川昭治君） 現在におきましても、機械のほうが老朽化していて故障等あったりするということもございますので、機械のところに当然説明の掲示等をさせていただいております。今後につきましても、まずはその機械にも掲示させていただきますけども、道の駅あるいは市のホームページ等を活用いたしまして事前に周知ということで、今後は有料になりますというものはしっかり周知してまいりたいと考えております。

利用料が発生するということにつきましては、現在実は無料で御提供させていただいている施設のほうが少ない状況でございます。また全国展開されている事業者ですので会員登録をいただくことによりまして会員として経費を抑えた形で利用もできるということでお聞きしておりますので、特に道の駅の利用者が大きく減少するということはないかと考えております。

以上でございます。

委員長（今田佳男君） よろしいですか。

ほかに。

大川委員。

委員（大川弘雄君） 今のところですけども、この130万円というのは要は撤去費用という考え方でいいのですか。その後は民間に任せる。あと、何台の予定かが分かったら教えてください。

委員長（今田佳男君） 観光まちづくり担当部長。

観光まちづくり担当部長（國川昭治君） こちら予算をお願いしているのは撤去費のみということになっております。設置台数につきましては、現在設置している箇所へ設置ということで1台の設置ということになります。

以上でございます。

委員長（今田佳男君） よろしいですか。

大川委員。

委員（大川弘雄君） 急速充電でやってもらえるのでしょうか、2台とか、これ、なん

か安定供給とか言われるのだったら2台にしておかないと、それこそ結構1時間単位でかかりますよね、充電に。やっぱり使いづらいのではないのですかね。ちょっとそこら、民間の方の収益もあるでしょうからどうか分かりませんが、使いやすいのはやっぱり複数あるほうがいいのではないかと思うので、ちょっとできたら調整をお願いできませんでしょうか。

委員長（今田佳男君） 観光まちづくり担当部長。

観光まちづくり担当部長（國川昭治君） 設置台数、設置場所も含めてでございますけども、こちらにつきましては市のほうにおいてもやはりより利用を促進したいということから、現在の場所が道の駅の施設の真ん前ということもございましていろいろイベントスペースで使う部分で重なる部分もございまして、駐車場側に設置したいということで国土交通省のほうと協議をさせていただきましたけども、設置については新たにケーブルを引っ張る電柱を立てたりと、そういう構造物を設置する必要がございまして、国土交通省のほうとの協議がつかなかったということで、現在ある場所に設置するという判断しております。やはり現在の場所ですと、やはり1台しか設置できないというような形で考えております。

以上でございます。

委員長（今田佳男君） よろしいですか。

ほかに質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（今田佳男君） ないようですので、それではここで委員による質疑を一旦保留し、暫時休憩いたします。

説明員は退室願います。委員の方はそのまま自席でお待ちください。

午前10時34分 休憩

午前10時34分 再開

委員長（今田佳男君） では、再開します。

ここから付託議案に関して委員間討議を行ってまいります。これまでの議案説明、質疑、答弁を踏まえ、付託議案に対する意見、今後の審査の方向性など発言のある方は挙手にてお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（今田佳男君） なしでよろしいですね。

では、次に参ります。

委員外議員。

飛ばしてるわ。委員外議員，ごめんなさい，飛ばしていますね。すみません。委員外議員，よろしいですね。ごめんなさい。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（今田佳男君） では，委員外議員もなしということで。すみません，飛ばしてました。すみません。

では，以上をもって本委員会への付託議案に対する質疑を終結いたします。

説明員を入室させますので，暫時休憩いたします。

午前10時35分 休憩

午前10時36分 再開

委員長（今田佳男君） 休憩を閉じて会議を再開いたします。

これより本委員会への付託議案について議案番号順に順次討論，採決に入ります。

議案第32号竹原市財政調整基金条例の一部を改正する条例案について，これより討論に入ります。

討論はありませんか。

松本委員。

委員（松本 進君） 私は，議案第32号に反対をしたいと思います。

委員長（今田佳男君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（今田佳男君） これより起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

委員長（今田佳男君） 了解しました。

起立多数であります。よって，本案は原案のとおり可決されました。

議案第34号竹原市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例案について，これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（今田佳男君） これをもって討論を終結いたします。

これより起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

委員長（今田佳男君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第35号令和4年度竹原市一般会計補正予算（第2号）について、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

委員長（今田佳男君） これをもって討論を終結いたします。

これより起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

委員長（今田佳男君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

当委員会に付託されました議案は全て議了いたしました。

この際、お諮りいたします。

ただいま議決しました本委員会への付託案件に対する委員会報告書につきましては、本日の議決結果を報告することといたします。また、本会議での委員長報告の内容につきましては、委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

委員長（今田佳男君） 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

また、あわせて議決事件の字句等の読み間違いにつきましては、後刻、委員長において調整いたしますので、御了承願います。

説明員は退室いただいて結構です。

では、その他事項に移ります。

閉会中の継続審査の申出についてであります。次回定例会までの間、当委員会として集中的に継続審査を行わなければならない事件として、別紙のとおり申し出るように考えております。その他委員の方で継続審査、調査について御意見があればお願いいたします。

よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（今田佳男君） ないようですから、別紙のとおり議長に申し出ることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（今田佳男君） 御異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

以上で本日予定しておりました協議事項は終了いたしました。

その他委員の方から何かございましたらお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（今田佳男君） ほかにないようですので、以上をもって総務文教委員会を閉会いたします。

お疲れさまでした。ありがとうございました。

午前10時39分 閉会